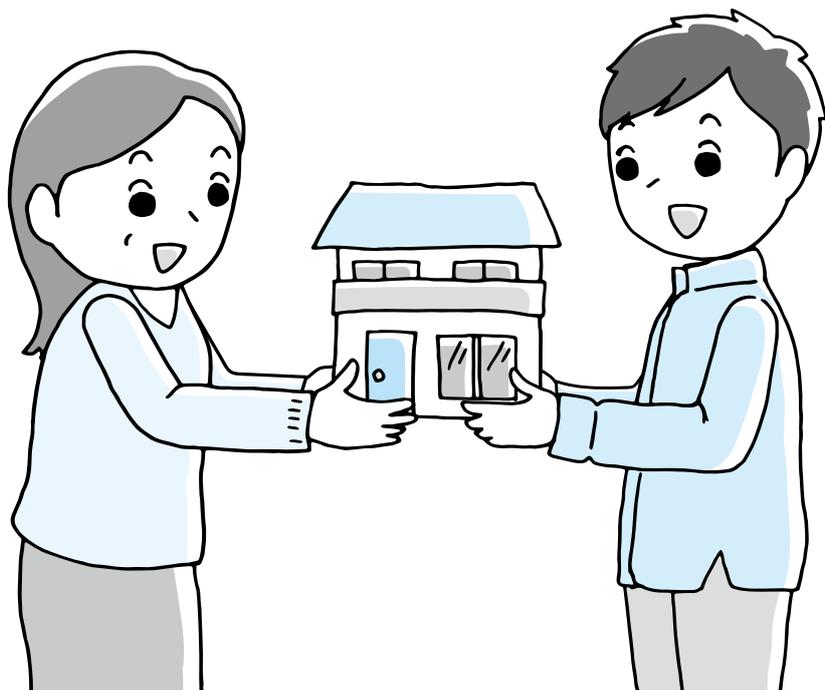


# 周辺の生活環境のためにも活用を

市では、所有者などが維持管理できない空き家を活用するため、所有者などと空き家を利用したい人をつなげる「空き家バンク」を開設しています。



## 空き家特措法の一部が改正されました

倒壊の危険性や衛生上の問題などにより、周辺の生活環境に悪影響を与える空き家のことを「特定空き家」といい、管理が不十分でこのまま放置されると、この特定空き家になる恐れのある空き家を「管理不全空き家」といいます。今年6月には「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の一部が改正されました。この改正法が施行されると、管理不全空き家の所有者などに対し、市は指導・勧告ができるようになります。

## 使わない家を有効に活用しませんか

空き家の修繕や敷地内の樹木の伐採などは、その所有者や管理者が行わなければなりません。市では、継続的な維持管理が難しい場

合に「空き家バンク」の利用をお勧めしています。

空き家バンクは市内に空き家（二戸建て）を持ち、賃貸・売買を希望する人と、空き家を利活用したい人をつなぐ制度です。

物件情報を登録することで、空き家バンクホームページ([http://www.akiya-navi.com/unari-akiya\\_bank/](http://www.akiya-navi.com/unari-akiya_bank/))などで公開され、物件を利用したい人からの希望を募ることができます。物件は老朽化していても登録できます。

## 空き家バンクを利用するには

### 空き家を所有している人

① 建築住宅課（市役所5階）または空き家バンクホームページにある物件登録申込書などを同課に提出する

② 市職員などの立ち会いの下、現地調査を行い、契約内容や修繕の有無について確認する

③ 市が同ホームページなどで物件情報を公開する

④ 空き家を利用したい人から申し出があり次第、契約を結ぶ

### 空き家を利用したい人

① 建築住宅課または空き家バンクホームページにある利用者登録申込書などを同課へ提出する

② 同ホームページなどから見学を希望する物件があれば同課（☎20・1564）へ連絡する

③ 市職員などに見学を行い物件の状態や契約内容などを確認する

④ 物件を決めたら契約を結び、利用者に安心して手続きをしてもらうために、契約などは千葉県宅地建物取引業協会印旛支部の会員が仲介します。なお、仲介手数料がかかります。

※くわしくは建築住宅課へ。

空き家バンクの利用イメージ図

